

軽井沢町議会委員会条例

第1章 通則

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 8人

- ア 総合政策課の所管に関する事務
- イ 総務課の所管に関する事務
- ウ 情報推進課の所管に関する事務
- エ 税務課の所管に関する事務
- オ 観光経済課の所管に関する事務
- カ 地域整備課の所管に関する事務
- キ 上下水道課の所管に関する事務
- ク 消防課の所管に関する事務
- ケ 新庁舎周辺整備課の所管に関する事務
- コ 会計課の所管に関する事務
- サ 他の常任委員会の所管に属さない事務

(2) 社会常任委員会 8人

- ア 保健福祉課の所管に関する事務
- イ 住民課の所管に関する事務
- ウ 環境課の所管に関する事務
- エ 軽井沢病院の所管に関する事務
- オ 教育委員会の所管に関する事務

(3) 予算決算常任委員会 15人（議長を除く。）

- ア 予算に関する事務
- イ 決算に関する事務

(4) 広報広聴常任委員会 8人

- ア 広報に関する事務
- イ 広聴に関する事務

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員の任期の起算)

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

第4条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、5人とする。

3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第6条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、6人とする。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前20日以内に行うことができる。

4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の収集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長及び委員の辞任)

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第2章 会議及び規律

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

(委員会の公開)

第17条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。

2 次条第1項に規定する委員会においては、前項の規定にかかわらず、秘密会にすることはできない。

3 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

4 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(会議開催の特例)

第18条 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分配慮するものとする。

(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生

等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合
(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開催場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合

2 前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した議員は、第14条及び第15条第1項の出席委員とする。

4 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨

を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 参考人

(参考人)

第26条の2 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第24条、第25条及び第26条の規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

第6章 補則

(会議規則との関係)

第28条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 軽井沢町議会委員会条例（昭和33年輕井沢町条例第18号）は、廃止による。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に選任された常任委員の任期はなお従前の例による。

附 則（昭和63年10月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

附 則（平成3年10月1日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に議会運営委員に選任されている委員は、改正後の条例により選任された委員とみなす。

附 則（平成5年4月1日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月18日条例第13号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日条例第13号）

この条例は、平成11年4月30日から施行する。

附 則（平成12年9月28日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月26日条例第25号）

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成16年12月16日条例第27号）

この条例は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年12月21日条例第35号）

この条例は、次の一般選挙後の最初の議会における常任委員会の委員の選任の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成

26年法律第76号) 附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の軽井沢町議会委員会条例第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の軽井沢町議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年2月24日条例第5号)

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年6月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。